

## 賛助会員規約

### 第1条(目的)

本規約は、定款第3章に定めた会員の規定に基づき、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

### 第2条(資格)

本会の主旨に賛同し、本会を賛助するために入会したものとする。  
また、本会の関係する機器・資材メーカーの商社及び販売店を対象とする。

### 第3条(議決権)

賛助会員は本会の総会における議決権を持たない。

### 第4条(入会)

本会の会員となるためには、別に定める会員入会申込を申請し本会理事会の承認を受けなければならない。入会を認めない場合、理由を付した書面をもって通知する。

### 第5条(入会金、会費及び納入)

- ・入会金 無料
- ・会 費 5,000円(月額)

会費は、規定する金額を指定された期日までに、本会の指定する方法で納入しなければならない。会費納入確認後、また、会員期間の起算日は納入翌月の1日とする。

### 第6条(退会)

会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を支部長に提出して、任意に退会できる。ただし、既に納入された会費は返納しない。

### 第7条(除名)

会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、総会の議決により、これを除名することができる。その場合、納入された会費は返納しない。

- 1) 本会定款、本規約に違反した場合
- 2) 第9条の禁止事項に掲げる行為を行った場合
- 3) 故意、過失に問わず、本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行った場合

#### 第8条(守秘義務)

本会は会員の許可を得ずに、会員情報を公開または使用することはできない。また、会員は本会の許可を得ずに、会員として知り得た本会の非公開情報等を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

#### 第9条(禁止事項)

会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

- 1) 会員情報など本会へ虚偽の申請を行う行為
- 2) 他の会員、第三者もしくは本会の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為
- 3) 本会の許可なく印刷物などの転用行為
- 4) その他、本会理事会が不適切と判断する行為

#### 第10条(特典利用)

会員は以下の特典を利用することができる。

- 1) 本会からのニュース、その他情報
- 2) 本会が主催する講習会・検定試験等を優待利用
- 3) 本会が加盟する団体催しへの参加
- 4) 会員が関係する商品発表会・技術説明会の開催並びに参加

#### 第11条(その他)

本会の責に帰さない活動において、会員が他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、本会はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本会に損害を与えた場合、本会は当該会員に対して相当の損害賠償の請求を行う。

#### (附則)

- 1) 本規約は平成25年4月1日から施行する。